

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年10月20日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県 情報公開審査会答申について、行政不服審査法にもとづき、適法に公表していると判断した経緯に関する文書、（国に問い合わせをした結果など、当該期間は、その現在に至るまでの期間）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和2年（2020年）10月29日付け令2学事文書第715号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年10月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件各公文書について

本件各公文書は、審査会の答申の公表について、適法に行っていると判断した経緯に関する文書であり、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第5号について

条例第11条は、実施機関は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監

査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(3) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのものをいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報とは、全国を通じて一斉に公表するなど、統一的に取り扱うこととされている情報、非公開を条件に任意に提供された情報等をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件各公文書について

(1) 県顧問弁護士への相談関係書類

当該公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、当該公文書には、県

の顧問弁護士への相談依頼書、相談内容に関する関係資料、顧問弁護士からの回答書があり、相談依頼書には、県民からの問い合わせに対する実施機関の見解等を含む具体的相談内容が、顧問弁護士から回答書には、相談内容に対する顧問弁護士の法的見解が具体的かつ率直に記載されていることを確認した。

県の顧問弁護士へ相談した内容は、実施機関が内部的に行う検討や対応方針の決定に大きく影響を及ぼす情報であり、相談内容を開示するとした場合、実施機関は当該情報を公開することで生ずる不利益を回避しようと、顧問弁護士への相談自体を躊躇したり、さらに顧問弁護士にあっても、実施機関の相談に対して自己の見解や資料を示すことに消極的となるおそれは否定できない。そして、その結果として、実施機関が顧問弁護士から率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、実施機関と顧問弁護士との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、条例第11条第7号に該当し、非開示が妥当である。

(2) 課内協議資料

当該公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、当該公文書には、県の顧問弁護士に相談した結果得られた法的見解や、国の担当者に相談した結果得られた所見が具体的かつ率直に記載されていること、県の「今後の対応方針」は、これらを踏まえて記載されていることを確認した。

実施機関は、当該公文書には、内容の正確性の確認が終了していない内容も含まれており、このような未熟な内容を公開するとした場合、当該内容が正確で、あたかも決定したものと無用の誤解を与えるおそれがあり、また、検討段階の資料を公開するとした場合、実施機関の職員は、率直な見解を示すことに消極的になり、今後の県民からの相談対応に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあることから、条例第11条第5号（意思形成過程情報）該当として非開示としたものであると主張していることから、改めて記載内容について説明を求めたところ、実施機関の主張を是認できることを確認した。

したがって、条例第11条第5号に該当し、同条第6号、第7号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

4 その他

審査請求人は、実施機関や山口市等の対応について種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年 1月15日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 1月20日	事案の審議を行った。
令和4年 9月 8日	事案の審議を行った。
令和4年11月 8日	事案の審議を行った。
令和5年 1月19日	事案の審議を行った。
令和5年 2月21日	事案の審議を行った。
令和5年 3月20日	事案の審議を行った。
令和5年 4月27日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和5年 6月 1日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
服 部 麻理子	山口大学准教授	
水 谷 芳 昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年6月1日現在)